

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議 これまでの議論の整理

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議における これまでの議論の整理

平成29年7月27日

(目次)

1.	就労支援について	1
	(1) 就労支援関係事業について	
	(2) 就労自立給付金について	
2.	医療扶助の適正化・健康管理について	5
	(1) 医療扶助の適正化について	
	(2) 健康管理について	
3.	生活保護受給者の住まいや生活支援について.....	8
4.	子どもの貧困対策について	10
5.	生活困窮者自立支援制度との連携について	12
6.	事務負担の軽減について.....	13
7.	生活保護費の適正支給の確保策について.....	15
8.	その他について.....	18

1. 就労支援について

(1) 就労支援関係事業について

(現状と基本的な方向)

○ 就労支援関係事業については、

- ① 平成25年の生活保護法(昭和25年法律第144号)の改正により、就労支援員による就労に関する相談・助言等の支援を行う「被保護者就労支援事業」を全ての保護の実施機関で実施することとしたほか、
- ② 就労に向け一定の準備が必要な者への日常生活習慣の改善等を行う「被保護者就労準備支援事業」
- ③ ハローワークと福祉事務所が連携してチーム支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」等を実施している。

○ 平成27年度においては、事業対象者33.9万人のうち、12.1万人が当該事業に参加し、5.5万人が同事業を通じて就労・増収を実現する等、一定の成果をあげている一方、事業への参加率は35.8%、就労・増収率は45.0%であり、地方自治体間の取組状況にもばらつきがある。

○ 今後、KPI(※)の達成に向けて、まずは就労支援事業等への参加率を向上させるとともに、より効果的な事業の実施方法を検討する必要がある。

※ 経済・財政再生計画 改革工程表(平成28年12月 経済財政諮問会議決定)に基づき、以下のKPIを設定

- ・ 就労支援事業等の参加率を2018年度までに60%とする。
- ・ 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を2018年度までに50%とする。
- ・ 「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)を2018年度までに45%とする。

○ また、就職しても職場への定着が困難で転職を繰り返す等の生活保護受給者に対して、支援を一層強化していく必要がある。

(1) 就労支援関係事業について(続き)

具体的な議論

(効果的な就労支援の在り方について)

- 就労支援については、現在、関係通知において就労支援事業等の対象者や支援内容の基本的な考え方が示されているが、実際の事業の実施に当たっては、地方自治体やハローワークごとに、対象者の選定や支援の取組内容に差が生じていることが課題であるとの意見が多かった。
このため、各事業対象者の類型化や就労状況等に応じた効果的な支援の在り方について、地方自治体が独自に策定しているマニュアルや先進的な事例も参考にした上で、標準的な内容を示すことを検討する必要がある。

(被保護者就労準備支援事業について)

- 現在、地方自治体の任意事業である被保護者就労準備支援事業は、生活保護受給者の就労意欲を喚起するために効果的な事業であり、取組を広げるべきであるとの意見がある一方、対象者の状態像や支援内容に幅があり、時間とコストがかかるという意見や、事業の委託先となる支援団体等の地域資源が十分ではない地方自治体や、事業対象者が少ない地域もあることから、必須事業とすることは困難との意見があった。
- このため、まずは、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業との一体的な実施や、都道府県単位での広域的な実施等により、事業の実施促進や活用を図ることについて、検討することが必要である。

(1) 就労支援関係事業について(続き)

具体的な議論

(生活保護受給者等就労自立促進事業における福祉事務所とハローワークとの連携について)

- 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施に当たっては、ハローワークの職員を事業担当責任者とした就労支援チームを中心に、福祉事務所とハローワークの密接な連携を図りつつ、生活保護受給者の就労支援を行っているが、個々の生活保護受給者に係る求職活動や求職支援状況の詳細な情報が十分共有されていないとの意見があった。そのため、支援対象者の詳細な就労活動状況等に関する情報共有の更なる促進を図る必要がある。

(就職後の継続的な支援の在り方について)

- 就職後の継続的な支援の在り方については、現在行われている障害者に対するジョブコーチ等の取組を活用していくことに加え、福祉事務所やハローワークにおいて行う就労状況の確認等の取組を強化していくことが効果的ではないかとの意見があった。

(高齢の生活保護受給者の就労支援について)

- 高齢の生活保護受給者のうち、就労意欲が高く、稼働能力の活用が十分にできる者については、就労支援等を強化し、積極的に自立の助長を促すことが必要である。また、その支援の強化に当たっては、ハローワークに加え、高年齢退職者への職業紹介事業等を行うシルバー人材センターとの効果的な連携により、その支援体制を強化することが効果的ではないかとの意見があった。

1. 就労支援について

(2) 就労自立給付金について

(現状と基本的な方向)

- 就労自立給付金は、生活保護の脱却のためのインセンティブ強化、脱却直後の生活の支援等を目的として、保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給するものとして、平成25年の生活保護法改正において新たに設けられた制度である。平成27年度では11,868件の活用実績があり、就労自立による保護廃止世帯に占める就労自立給付金支給世帯数の割合は、約40%前後となっている。
- 就労自立給付金制度については、仕事に就くことや生活保護受給中の就労の継続に対する意欲の向上につながる等、一定の効果の評価する意見がある一方で、課題もあることから、改善を検討する必要がある。

具体的な議論

(就労自立給付金について)

- 就労自立給付金を活用していない場合については、
 - ・ 制度を十分理解していない等により申請を行っていない者がいること
 - ・ 就職後保護を受給しながら就労するのではなく、すぐに保護を脱却する者については適用されないこと
- 等の場合があるとの意見があり、これらの課題を踏まえ、生活保護の脱却に、より効果的なインセンティブとなる仕組みを検討する必要がある。

2. 医療扶助の適正化・健康管理について

(1) 医療扶助の適正化について

(現状と基本的な方向)

- 平成25年の生活保護法の改正においては、医療扶助の適正化のため、指定医療機関制度の見直し及び指導体制の強化、後発医薬品の使用促進の努力義務化、生活保護受給者自らの健康の保持及び増進の責務を規定した。しかしながら、医療扶助費は、特に高齢者世帯の増加等に伴って、平成25年度以降も増加傾向が続いており、平成27年度における医療扶助費の総額は約1.8兆円となる等、更なる適正化が必要との意見がある。

具体的な議論

(後発医薬品の使用促進について)

- 医療扶助における後発医薬品の使用については、平成25年生活保護法改正以降使用割合が増加しており、平成28年において69.3%となっている。一方、都道府県ごとに使用割合に差があると同時に、一部では使用割合の伸びが鈍化してきているとの意見があり、使用割合を高めるために、更なる取組が必要である。このため、医師・歯科医師が後発医薬品を使用することができるか認められる場合には、原則として使用することとする等、対策の強化について検討する必要がある。

(重複調剤・併用禁忌薬の使用について)

- 重複調剤や併用禁忌薬の使用の防止については、生活保護受給者が利用する薬局を1箇所を集約することが効果的との意見がある一方、その実施に当たっては、
 - ・ 薬局が遠方にある場合には移送費の支給が必要となること
 - ・ 生活保護受給者が来局した際に、在庫がなく、すぐに必要な薬剤の取寄せができなかったり、薬局が営業していない場合に対応が必要となること等の意見があることから、こうした課題も踏まえつつ、地域の実情に応じた対策について検討する必要がある。

(1) 医療扶助の適正化について(続き)

具体的な議論

(頻回受診対策について)

○ 頻回受診については、

- ・ 指導対象となった生活保護受給者に対して、ケースワーカーの訪問の際に保健師が同行すること等の取組を行っているが、対象者によっては効果は一時的で、一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があること
 - ・ 同一の規模の地方自治体であっても、指導対象者数にばらつきがあること
- 等の指摘があることから、これを踏まえつつ、対策の強化について検討する必要がある。

○ 頻回受診等への更なる対策として、生活保護受給者が医療機関で窓口負担を支払うことにより、その改善の効果が期待されることから、窓口負担を導入することが必要との意見があった。これについては、最低限度の生活を下回ることがないようにする必要があることや、必要な医療まで控えることがないようにすること、福祉事務所等での事務等が煩雑とならないようにする必要があることといった課題があることから、更なる検討が必要である。

(その他)

○ 医療扶助の適正な実施を進めるために、地域において医療関係団体を含む関係機関との協議や情報共有の場を設置してはどうかという意見があった。

○ 医療保険分野において、マイナンバー制度のインフラを活用し、医療等分野における番号制度を導入することについて、平成30年度から段階的運用を開始し、平成32年までの本格運用を目指した検討が行われているが、生活保護制度においても、医療保険制度における運用状況等を踏まえ、同様の仕組みを導入することを検討する必要があるのではないかという意見があった。

2. 医療扶助の適正化・健康管理について

(2) 健康管理について

(現状と基本的な方向)

- 生活保護受給者については、医療保険の被保険者と比較して、糖尿病等の生活習慣病の該当者や予備群の割合が高いにもかかわらず、健診受診率は約10%にとどまる等、健康の保持・増進に向けた取組が低調である。
- このような状況を踏まえ、国では、「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」を設置し、本年5月に、①全国の福祉事務所において、生活習慣病の該当者と予備群に対するデータに基づいた健康管理の実施、②生活保護受給者のデータヘルス実施のためのインフラ整備、国が健康・医療データを分析するための仕組みの構築、③子どもの生活習慣改善を目指した取組のモデル実施の3点について提言を受けたところ。
- 生活保護受給者の健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を促し、医療扶助の適正化を図る観点から、生活保護受給者の特性に応じてその健康を保持・増進するための取組が必要となっている。

具体的な議論

(健康管理について)

- 生活保護受給者に対する健康管理の取組は、自らの健康管理や健康増進といった意識が乏しい者の健康の保持・増進に効果的であると考えられるが、ケースワーカーの専門性や業務負担の観点から、実施に当たっては、必要な人員の確保や業務の外部委託等も含め、円滑な施行に向けてさらに検討する必要がある。

(生活保護世帯の子どもの健康の保持・増進について)

- 子どもの健康の保持・増進については、学校健診の活用や親への指導等が効果的であり、国や地方自治体における教育行政との連携や、個人情報取扱い等、学校等との効果的な連携の在り方について検討する必要がある。

3. 生活保護受給者の住まいや生活支援について

(現状と基本的な方向)

- 無料低額宿泊所(生計困難者のために、無料又は低額な料金で利用させる宿泊所等の施設)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく第2種社会福祉事業の一つであり、平成27年6月時点で537箇所の届出がなされ、15,600人が利用している。そのうち、生活保護受給者は14,143人で全体の90%以上となっている。また、無料低額宿泊所のほか、社会福祉各法に法的位置付けのない施設(生活保護受給者が2名以上利用し、住宅の提供以外に何らかの料金を徴収している施設)が1,236箇所、生活保護受給者の利用者数は16,578人となっている。
- これらの施設については、劣悪な住居を提供し高額な利用料を徴収する等、いわゆる「貧困ビジネス」といわれるような悪質な事業者がある一方で、様々な生活支援に、熱心に取り組んでいる事業者も存在することから、悪質な事業者を規制しつつ、生活支援を行う良質な事業者が活動しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

具体的な議論

(悪質な事業者への規制について)

- これまでも悪質な事業者への規制として、国においては、「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」(「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」(平成15年7月31日付局長通知、社援発第0731008号)の別紙。以下「ガイドライン」という。)の改正や、住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みの導入等を行ってきたが、
 - ・ 無料低額宿泊所に関する基準が、国のガイドラインに基づくものであり、法的拘束力がないこと
 - ・ 行政の改善命令・勧告等の規定がないこと
 等の理由から、悪質な事業者に対する指導が困難であるとの指摘がある。このため、法令に基づく最低基準を設け、その基準を満たさない設備及び運営となっている事業者等に対しては、行政の改善命令、勧告・公表を行うこと等ができるよう、法令上の必要な規定の整備について検討を行う必要がある。

3. 生活保護受給者の住まいや生活支援について(続き)

具体的な議論

(生活困窮者等に対する生活支援の在り方について)

- 地域で生活する生活困窮者等に対する生活支援の在り方が課題になっている。このような中で、現在、無料低額宿泊所等において、生活保護受給者に生活支援サービスを提供している場合、その費用は生活扶助及び住宅扶助が充当されているが、生活支援サービスの提供にかかるコストに対応した支出の仕組みを検討することが必要である。

(保護施設について)

- 他法他施策優先という生活保護法の性質上、保護施設は、制度の狭間にあるケースへの対応や、他法他施策の社会資源が十分でない場合のセーフティーネットとしての役割を果たしている。
- その上で、今日的な保護施設の在り方や今後期待される保護施設の機能についての検討が必要であるとの意見があった。また、福祉事務所と保護施設での援助方針の共有・実施・見直しが必要であるとの意見や、保護施設の利用ニーズの的確な把握、入所者による地域の他のサービスの利用等について今後検討する必要があるとの意見があった。

4. 子どもの貧困対策について

(現状と基本的な方向)

- 生活保護世帯の子どもに対する支援については、現在、就学段階や世帯の構成に応じた扶助や加算の支給、大学等の受験料等の収入認定除外といった経済的な支援のほか、子どもの学習支援事業や居場所づくりといった支援を行っている。
- 平成28年4月時点での生活保護世帯の子ども的高等学校等進学率は93.3%と、全世帯の高等学校等進学率の98.7%との差が縮小する傾向にある一方で、生活保護世帯の大学等進学率は33.1%と、全世帯の大学等進学率の73.2%との差が大きい。
- 貧困が世代を超えて連鎖しない環境を整備し、生活保護世帯の子ども自立を助長していくことは重要な課題であり、引き続き、必要な取組を進めていく必要がある。

具体的な議論

(生活保護世帯の子どもへの大学等への進学支援について)

- 生活保護世帯については、大学等に就学している者を形式的に生活保護世帯の生計から別とする取扱いとしているところであるが、結果として、住宅扶助費等が減額されることや進学後にかかる費用をあらかじめ貯蓄できない等の理由から、大学等進学への進学意欲を失う子どもがいること等が指摘されている。したがって、現行の給付型奨学金や生活福祉資金貸付制度等も活用しつつ、生活保護世帯の子どもへの大学等への進学を含めた自立支援のための施策について検討する必要がある。

4. 子どもの貧困対策について(続き)

具体的な議論

(その他)

- 生活保護世帯の子どもの学習等の支援については、生活保護受給者等に特化した施策ではなく、一般の家庭の子どもを含む支援制度の中で実施していくことが望ましいのではないかと意見があった。

- また、生活保護世帯の子どもに対する支援策としては、
 - ・ 学校や家族以外の第三者と相談ができる場を活用する等、子どもの生活に即した相談支援を実施すること
 - ・ 子どもに対する教育扶助、高等学校等就学費等について、子どものために確実に使用されるよう、地方自治体において給付可能なものについては、必要に応じて現物給付ができるような方策を講ずること
 - ・ 学資保険の保有に係る運用の弾力化を行うことについて、検討する必要があるとの意見があった。

5. 生活困窮者自立支援制度との連携について

(現状と基本的な方向)

- 平成27年に施行された生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階での自立を支援する第2のセーフティネットであり、全ての福祉事務所設置自治体において、自立相談支援の窓口を設け、包括的な相談支援を実施している。同制度と生活保護制度については、相互連携や情報共有が行われるよう通知等で求めており、実際に各地方自治体において、相互に対象者を紹介しあう関係性が構築されてきている。

具体的な議論

- 両制度の連携については、
 - ・ どのような対象者を生活保護担当から自立相談支援機関、又は自立相談支援機関から生活保護担当へ紹介するかについて、地方自治体や自立支援相談員、ケースワーカーごとに取組のばらつきがあること
 - ・ 特に生活保護からの脱却時に関しては、保護の実施機関等の側では脱却後も支援が必要と考えていても、本人が生活困窮者自立支援制度の利用を希望しない等により、自立相談支援機関への紹介につながらず、継続的な支援がなされない場合があること
 - ・ 相互に対象者を紹介しあうに当たり、情報提供に関する本人同意がとれない場合に、個人情報保護を理由として、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関との情報共有が困難な場合があること等の課題がある。
- これらの課題を踏まえ、生活保護制度を実施する福祉事務所と自立相談支援機関が、相互に情報交換し、真に支援が必要な方が必要な制度につながるよう、個人情報の共有の仕組みの在り方も含め、更なる効果的な連携の在り方について検討する必要があるとの意見があった。

6. 事務負担の軽減について

(現状と基本的な方向)

- 平成28年度における全国のケースワーカー数は、18,262人と年々増員しており、ケースワーカー1人当たりの世帯数も平成28年度において89.4世帯と改善傾向となっている。
一方、社会福祉法で定められている標準数については、市部80世帯に対して1人、郡部65世帯に対して1人であり、全国的には標準数を超える世帯数となっている。
また、稼働能力のある者に対する就労支援や不正受給対策等の強化等により、ケースワーカーの業務量が年々増加しているとの意見もあることから、生活保護受給者に対する保護の適正な実施という観点から、ケースワーク業務の在り方、事務負担の軽減等について、総合的に検討していく必要がある。
- 特に、生活保護法第63条に規定する費用返還義務については、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月12日閣議決定)において、破産法における取扱い等管理の在り方について、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)において、生活保護受給者の申出に基づく保護費との調整について、生活保護制度の見直しの中で検討することとされている。

具体的な議論

(ケースワーク業務等の在り方について)

- 保護の実施に係る事務や生活保護受給者の自立支援に関する業務については、これまでも、常勤職員以外の職員や外部委託の活用により、新しい業務への対応や事務負担の軽減の取組がなされてきたが、自立支援の効果を更に高める方策を検討したり、事務負担の軽減を更に進めるための方策について検討する必要があるとの意見があった。
特に、生活が安定している高齢者については、ケースワーカーによる訪問回数の見直し等、ケースワークの在り方について検討する必要があるとの意見があった。また、形式的な業務や事務であっても、公権力の行使と密接に関係するものがあり、具体的にどのような業務等を委託するかについては、慎重な検討が必要との意見もあった。
- これらも踏まえ、事務負担の軽減に着実に取り組むとともに、ケースワーク業務や外部委託の在り方に関して、生活保護受給者の自立支援と業務の効果的な実施の双方の観点から、関係者で議論を深めていく必要がある。

6. 事務負担の軽減について（続き）

具体的な議論

（生活保護法第63条に基づく返還金の徴収について）

- 生活保護法第63条の返還金については、急迫の場合等に資力があるにもかかわらず保護を受けた者に対する保護費の返還義務を規定しているが、
 - ・ 保護費と調整することができる規定がなく、生活保護受給者が金融機関への口座振込等を行う手間が生じたり、振込み忘れ等による返還金の回収の漏れが生じたりすること
 - ・ 生活保護受給者が自己破産した場合、その債権が破産法（平成16年法律第75号）において、破産管財人による偏頗行為（特定の債権者のみに弁済すること等、債権者平等の原則を害する行為）の否認権の行使の対象となり、他の債権に優先して保護の実施機関が回収することができない事例が生じていることから、生活保護受給者及び福祉事務所双方に負担が生じているとの指摘がある。
- このため、第63条に基づく返還金については、生活保護受給者の利便性向上と福祉事務所における返還金の確実な回収を図るため、第78条の不正受給に係る徴収金と同様に、
 - ・ 本人が同意した場合に、生活保護費と返還金の調整を行うことができるようにすること
 - ・ 返還金債権が破産手続において確実に他の債権に優先されるようにすることについて、検討する必要がある。
- この際、第63条による返還金の返還については、年金の遡及受給等、資力があるにもかかわらず保護を受けたときのほか、福祉事務所の算定誤り等による過誤払い等、生活保護受給者の責に帰すことができない返還金もあることに留意する必要がある。

7. 生活保護費の適正支給の確保策について

(現状と基本的な方向)

- 不正・不適正受給対策については、平成25年の生活保護法の改正において、福祉事務所の調査権限の拡大、罰則の引上げや不正受給に係る返還金の上乗せ規定の導入を行ったほか、福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする等、対策を強化したところ。
また、生活保護受給者の責務として、自ら、健康の保持・増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを位置づける等、健康・生活面等に着目した支援を行う旨の規定を設けたところであり、現在、これらに基づく取組がなされている。
- 一方、過度に保護費をばちんこ等の娯楽等に費消し、本人の健康や自立した生活を損なうような事例への更なる対策の必要性や、稼働能力の活用に係る指導・指示の徹底、扶養義務者の扶養調査等、適正受給に対する対策の必要性が指摘されている。

具体的な議論

(不正受給対策について)

- 不正受給対策については、平成25年の生活保護法の改正による一定の成果が出ているのではないかとの意見がある。一方、収入等の未申告が依然多いことから、生活保護開始時やケースワークを通じた制度の丁寧な説明の徹底が効果的であるとの意見があった。
特に高校生等のアルバイト収入の未申告については、高校生等に直接説明することやパンフレット等の配布等を通じて周知を徹底することが必要であるとの意見があった。また、必ずしも収入を隠すつもりではなく、収入申告制度への理解が十分でない等による悪質なケースでない場合があることや、不正受給としてアルバイト収入を回収されることにより、高校生等の就労自立の意欲が阻害されることを防ぐ観点から、一律に第78条の不正受給の徴収金として回収するのではなく、必要な場合に第63条の返還金として取扱うことも検討する必要があるとの意見があった。

7. 生活保護費の適正支給の確保策について（続き）

具体的な議論

（ぱちんこ等に対する過度な生活保護費の費消への対応について）

- ぱちんこ等に対する過度な生活保護費の費消への対応については、現在、生活保護受給者と同意の上での分割支給や、生活保護費の計画的消費に関する指導を行っている地方自治体もあり、一定の効果が出ているとの意見があった。
- 一方、ぱちんこ等を生活保護受給者が行うことを一律に禁止すべきとの指摘については、
 - ・ 社会一般に認められる娯楽であることや個人の嗜好の問題でもあるため、社会常識の範囲内で行うものについてまで、生活保護受給者のみ禁止することは困難であること
 - ・ 最低限度の生活保障を行う必要上、禁止に従わない者に保護の停廃止を行っても再び生活保護を申請すれば受け入れざるを得ず、禁止することの効果が決定的となる恐れがあること
 - ・ ギャンブル等依存症の生活保護受給者やその疑いのある受給者も多く、専門的な治療を要する場合があること等から、困難ではないかとの意見が多数であった。
- ぱちんこ等については、各地方自治体における指導状況等について、現在、国において調査を行っているところであるが、この調査結果も踏まえつつ、金銭管理支援プログラムの活用の促進、治療・支援を必要とする者についての専門的な医療機関や支援団体等への紹介等の取組を更に強化していく等、対策の強化について検討する必要がある。

（稼働能力活用に係る判断について）

- 稼働能力を活用しているか否かの判断については、福祉事務所において求職活動状況・収入申告書等の確認により行っているが、就労意欲が乏しく、形式的な就労活動しかしていない者等に対する対応が課題となっており、稼働能力活用に係る指導・指示の在り方を整理する必要があるとの意見があった。

7. 生活保護費の適正支給の確保策について（続き）

具体的な議論

（扶養義務者による扶養について）

- 扶養義務者に対する扶養調査については、扶養義務者との連絡が困難である場合や、要保護者との関係性が良好でない場合があること、扶養義務者の扶養能力が乏しい場合が多いこと等により、効果的、効率的な調査を行うことが困難な事例がある等の課題があるとの意見があった。

このように、扶養については、扶養義務者の収入等の状況や要保護者との関係性が様々であることから、調査の更なる重点化や効果的な調査方法の在り方について、検討する必要があるとの意見があった。

（居住地特例について）

- 生活保護制度においては、有料老人ホームは居住地特例制度の対象となっていない。これに関しては、生活保護基準内で入所できる有料老人ホーム等が少ないこと等により、現状では支障が生じていないとの意見がある一方、有料老人ホームの所在する地方自治体が保護の実施責任を負うことにより、その財政負担が大きくなることから、居住地特例制度を設けるべきという意見があるため、引き続き、その取扱いについて検討していく必要がある。

8. その他について

具体的な議論

(都道府県等の役割について)

- 生活保護に関する事務については、主に福祉事務所を設置する地方自治体単位で実施しているが、例えば、就労支援関係事業や医療扶助の適正化に係る業務は、
 - ・ 市町村圏域を超えた労働者や患者等の動きがあり、市町村間での連携や総合調整、都道府県単位での事務や事業の実施が適切な場合があること
 - ・ 地域における資源が十分でない又は所管区域内に事例が少ないため、福祉事務所単位で実施体制を常時確保することが困難な場合があること
 - ・ 規模の経済性があるため、複数の地方自治体から対象者を集めて実施することが効果的・効率的であること等の特徴がある。このような事業や業務については、都道府県が福祉事務所の事務を支援したり、調整することによって、効果的に行うことができることから、都道府県による総合調整や、情報提供、助言等を行うことができるようにすることを検討する必要がある。

- 小規模の地方自治体の福祉事務所については、
 - ・ 所管区域内に経験豊富な査察指導員やケースワーカー等が少ない場合があること
 - ・ ケース数が少ないことから特定のケース類型への対応が困難となる場合があること等の課題がある。他の地方自治体のケースワーカー等の経験やノウハウ等を共有し、地域のケースワーカー等の質を向上させるため、都道府県等が広域的な立場から所管区域内の福祉事務所の査察指導員やケースワーカー等に対する研修を実施することや、指導監査以外にも巡回指導等を行うことにより、ケースワーカー等の適切な支援を行うことについて検討する必要がある。

【生活保護制度に関する国と地方の実務者協議構成員名簿】

○ 地方自治体の生活保護担当者(課長級)

(参加自治体)

大阪府、福岡県、大阪市、広島市、豊島区、高知市、邑南町(島根県)、坂町(広島県)

○ 国(厚生労働省)

社会・援護局

総務課長、保護課長、保護課生活保護制度改革推進官、保護課自立推進・指導監査室長、
地域福祉課生活困窮者自立支援室長

職業安定局

派遣・有期労働対策部就労支援室長

【開催実績】

平成29年2月3日	第1回	生活保護制度の現状についての報告
平成29年3月21日	第2回	就労支援・自立支援について
平成29年4月14日	第3回	子どもの貧困対策、医療扶助の適正化について
平成29年5月22日	第4回	健康管理、宿泊施設・生活支援について
平成29年6月16日	第5回	事務負担の軽減、生活保護費の適正支給の確保策について
平成29年7月10日	第6回	これまでの議論の整理